

○ 大学、短期大学及び高等専門学校設置等に係る認可の基準

（平成十五年三月三十一日
文部科学省告示第四十五号）
最終改正 令八・三・十三文科告四九

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）

に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること。

二 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等社会の要請を十分に踏まえたものであること。

三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。次号において「令」という。）第二十三条の二第一項第四号及び第六号に規定する文部科学大臣の定める分野に係る私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第八十八条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更であつて、当該分野ごとの収容定員の総数の増加を伴わないものを除く。次号において同じ。）に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織を除く。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率（当該認可の申請に係る大学等を開設する年度（以下この号において「開設年度」という。）の前年度の五月一日（当該認可の日が開設年度の前年度の五月一日より前の場合は、開設年度の前々年度の五月一日）現在の収容定員（通信教育に

係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小數点以下二位未滿の端數を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であつて、入学定員が百人以上三百人未滿のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未滿であること。

四 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科（以下「申請に係る大学等に置く学部等」という。）の収容定員充足率が、〇・七倍を上回ること。ただし、法第四条第一項の認可の申請（令第二十三条第一項第十二号に係るもの及び同項第十三号に係るものを除く。）において、次に掲げる要件の全てに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該申請に係る大学等に置く学部等で収容定員充足率が〇・七倍以下のものを全て廃止する計画を有していること。

イ 当該認可の申請に係る大学等の収容定員の總數が増加しないこと。

五 齒科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

六 専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（第五条及び第六条において単に「法科大学院」という。）の設置でないこと。

2 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれにも該当する場合における前項第三号の収容定員充足率の算定については、当該学部等に在籍する学生の數から修業年限超過学生（修業年限を超えて在籍している学生をいう。以下この項において同じ。）であつて修業年限を超えて在籍する期間が二年以内のもの數（海外の大学、短期大学又は高等学校に留學した修業年限超過学生にあつては、修業年限を超える在籍期間が三年以内のもの數）を控除するものとする。

一 毎年度、授業計画書（授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方法及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したものという。）を作成し、公表していること。

二 GPA等（学生等の履修科目に係る成績の平均を數値で表す客観的な指標又はこれに準ずるものをいう。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行っていること。

三 成績不振の学生への個別指導を大学等として主体的に実施していること。

3 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等であつて当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年數を経過していない

もの又は当該学部等の収容定員を増加した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していないものに対する第一項第三号及び第四号の規定の適用については、同項第三号中「収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数」とあるのは「修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数」とする。

4 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（申請の日において当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないものを除く。）であつて当該大学等の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が別に定めるところにより認定するものに対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「一・一五倍」とあるのは「一・二〇倍」と、「一・一〇倍」とあるのは「一・一五倍」と、「一・〇五倍」とあるのは「一・一〇倍」とする。

5 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・一〇五倍」とあるのは、「一・一〇五倍、第七項に規定する外国に設ける学部等であつて、設置後修業年限に相当する年数が経過したものにあつては一・三〇倍」とする。

6 法第四条第一項に規定する設置者の変更（以下この項において「設置者変更」という。）の認可により、新たに学部等を設置した大学等が同項の認可の申請を行う場合においては、設置者変更の認可後から当該認可により設置した学部等の修業年限に相当する期間に限り、第一項第四号の規定は、当該認可前に既に置かれている学部等

7 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第四号の規定の適用については、収容定員充足率に外国に設ける学部等であつて設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとする。

8 第一項第五号の規定は、法第四条第一項の認可の申請のうち臨床薬学に関する学科（薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び臨床薬学に関する学科の収容定員増に

係る学則の変更（以下「臨床薬学に関する学科の設置等」という。）の認可の申請であつて、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき地区として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域において、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に基づき行おうとするもの（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、当該計画に当該大学の臨床薬学に関する学科に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）の増加として記載された人数の増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものに限る。）の審査については、適用しない。

第二条 文部科学大臣は、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があつたものであつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していないもの

二 認可申請者が設置する大学等について、法第四条第三項に規定する命令、法第十五条第一項に規定する勧告又は同条第二項及び第三項に規定する命令（以下この号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められない者

三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和七年度に令和十二年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県にお

ける医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における三人以内の増加

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

第四条 第一条第八項の規定により同条第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第八項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

第五条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち法科大学院に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、法科大学院に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の法科大学院に係る入学定員に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 当該増加後の当該大学の法科大学院に係る入学定員が、令和元年度の当該大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数（当該増加を行う年度の前年度までに、当該大学の法科大学院に係る入学定員減について他の大学の法科大学院が次号に規定する増加により算出される収容定員増に係る学則の変更を行った場合にあっては、令和元年度の当該大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数から当該他の大学の法科大学院の増加の人数を減じた数）以下となる場合の当該増加

二 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百

三十九号）第四条第一号から第三号までに規定する学識等を涵養するための教育について優れた実績を有する法科大学院が、令和二年度以降に他の大学の法科大学院が行った入学定員減の人数以内で行う増加

2 文部科学大臣は、前項の認可の申請の審査において、令和元年度における全国の大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数の総数を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、第一条及び第二条に掲げる基準のほか、当該大学の法科大学院に係る地域における法科大学院の収容定員の状況に照らして行うものとする。

第六条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち、既設の医師、歯科医師、薬剤師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行おうとするものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号及び第六号並びに第三条及び前条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。ただし、廃止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合については、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 前項における医学部の設置又は収容定員増に係る審査については、第一条第一項第一号から第四号まで及び第二条に掲げる基準のほか、当該医学部に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

附 則

1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

2 令和三年度の大学等の入学者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の数にについては、収容定員充足率（第一条第一項第四号に定めるものを除く。附則第四項において同じ。）の算定に当たり学生の数に含まないものとする。

一 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の病原

体に感染したこと又は感染したおそれのあることなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者

二 令和三年二月十三日に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた地域の交通機関が復旧していないことなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者

3 令和六年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和七年度に令和十二年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。

4 令和四年度及び令和五年度の大学等の入学者のうち、附則第二項第一号に該当する者の数については、収容定員充足率の算定に当たり学生の数に含まないものとする。

附 則（平一七・三・三二文科告五二）

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平一八・三・三二文科告五一）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平一九・三・三〇文科告五〇）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平二〇・九・三〇文科告一五三）

この告示は、公布の日から実施する。

附 則（平二一・一・一一文科告一七二）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二二・一・一一文科告一四七）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二三・一・一一四文科告一五八）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二四・一・一一九文科告一六三）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二五・一・二八文科告二二）

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則（平二五・一・一一文科告一五六）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二六・一・一〇七文科告一四九）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二七・九・一八文科告一五四）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年度の大学の開設等（改正後の第一条第三号に規定する大学の開設等をいう。以下この項において同じ。）に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「一・一五」とあり、及び「一・一〇」とあるのは「一・三〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・二五」とし、平成三十年度の大学の開設等に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「一・一五」とあるのは「一・二五」と、「一・一〇」とあるのは「一・二〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・一五」とする。

附 則（平二七・一・一〇一文科告一六二）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二八・一・一〇三文科告一三八）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二九・九・二九文科告一二六）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平三〇・一・一〇九文科告八四）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令元・一・一〇二文科告七四）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令元・一・一〇三文科告九五）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和二年度において認可を行う申請の審査から適用する。

（経過措置）

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可の申請のうち、令和元年度に申請が行われるものに対する改正後の第一条第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該認可の申請をする年度から」とあるのは「令和元年度又は令和二年度のいずれかの年度（以下この号において「基準年度」という。）から」と、「当該認可の申請をする年度において」とあるのは「当該平均入学定員超過率に係る基準年度において」とする。

附 則（令元・一・一〇三文科告九七）

（施行期日等）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年一月一日から施行する。

2 令和三年四月一日前にされた令和三年度以降の法科大学院の設置の認可の申請又は学校教育法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第二百二十八号）附則第二項の規定による令和三年度以降の法科大学院に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、文部科学大臣は、この告示による改正前の第一条及び第二条に

掲げる基準のほか、それぞれこの告示による改正後の第一条第一項第五号又は第四条の規定の例により、その審査を行うものとする。

(失効)

3 第一条第一項第六号及び第五条の規定は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則 (令二・一〇・二九文科告一三五)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令三・二・一二文科告九)

この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年二月十三日)から施行する。

附 則 (令三・五・二八文科告八八)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令三・九・一文科告一五三)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令三・十一・十七文科告一九二)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令四・八・三文科告一〇六)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令四・九・三〇文科告一二九)

(施行期日)

1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にされている大学の設置等(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。)の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第六項の規定は、なお従前の例による。

3 令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第五十条第一項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第四十三条第一項、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。)及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請(令和六年三月以後に申請が行われるものを除く。)に係る審査に対する第一条第一項第三号及び第五項並びに附則第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率(大学、

短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(令和四年文部科学省告示第二百二十九号)による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。)が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「収容定員充足率又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。

4 改正後の第一条第一項第四号の規定は、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用しない。

附 則 (令五・二・二八文科告八抄)

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令五・三・二九文科告三四抄)

(施行期日等)

第一 条 この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項及び次条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項の認可の申請のうち、令和七年四月一日前にされた令和七年度以降に行おうとする薬学に関する学部(以下「臨床薬学」という)の設置及び臨床薬学に関する学部の収容定員増に係る学則変更(次条において「臨床薬学に関する学部の設置等」という。)の認可の申請については、文部科学大臣は、この告示による改正後の大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条及び第四条の規定の例により、その審査を行うものとする。

(経過措置)

第二 条 前条第二項の規定は、令和七年度に行おうとする臨床薬学に関する学部の設置等の認可の申請のうち、令和五年十月一日において現に当該申請についての意思の決定及びその内容の公表(当該意思の決定を証する書類の刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により行われているものに限る。)並びに当該臨床薬学に関する学部の設置等をするために必要な校舎等の施設又は設備の設置又は整備に関する契約の締結が行われているものに係る審査については、適用しない。

(検討)

第三 条 文部科学大臣は、この告示の施行後五年を目途として、この告示による改正後の規定の施行の状況並びに地域及び社会における薬剤師の養成に係る需要に照らした臨床薬学に関する学部の収容定員の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令五・六・二二文科告五二)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令五・九・一文科告一〇一）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令六・九・二文科告一二八）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令六・十一・二十六文科告一五八）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令七・九・二十四文科告一二一）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令八・三・十三文科告四九）

（施行期日等）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の認可の申請又は令和九年度若しくは令和十年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査についてのこの告示による改正後の大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（次項において「新基準」という。）第一条第一項第三号及び第四号並びに同条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 新基準第一条第六項の規定は、令和九年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用しない。

（大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準の一部改正）

第三条 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準（令和五年文部科学省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第八項の文部科学大臣が定める基準